

計画相談支援業務ガイドライン 修正・更新箇所一覧

ページ	修正・更新の内容	理由
23	「区役所に契約内容報告書を提出」について、「契約を変更または終了した際にも、区役所へ「契約内容報告書」の提出をお願いします。」を追記	補足説明
29	【参考】国が示すモニタリング実施標準期間の表中の「※利用開始から3月のみ」を「※利用開始から3か月のみ」に修正	記載誤り
96	補足   横浜市への事故報告 の「2019/09/18」を「2019/09/17」に修正、 (トップページ>書式ライブラリ>1. 神奈川県からのお知らせ>1 神奈川県からのお知らせ)を(トップページ>書式ライブラリ>1. 神奈川県からのお知らせ>7-4 事故報告に関するお知らせ)に修正	記載誤り
108	表中の最下段に「遠隔地訪問加算」を追加	記載漏れ
109	機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅰ)～(Ⅳ) 共通事項の<算定要件>の(1)の表題を「共通(単独の指定特定相談支援事業所で算定する場合、複数事業所が協働により体制を確保して算定する場合)」に修正	表現の誤り
110	イ 留意事項伝達会議のcについて、「会議の開催については定期的(概ね週1回以上)であること。」に修正	表現の誤り
111	(2) 複数事業所が協働により体制を確保して算定する場合の表題に「(協働体制)」を追記	補足説明
132	<算定に当たっての留意事項>のア 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)に、「※(Ⅰ)を算定する場合は、本市ホームページに掲載の「主任相談支援専門員配置加算の取扱いについて(通知)」を参照し、届出前に障害施策推進課相談支援推進係にご相談ください。」を追記	補足説明
140	サービス担当者会議実施加算の<算定に当たっての留意事項>に「・ 利用者の会議出席は必須としていませんが、可能な限り参加を求めることが望ましいです。」を追加	補足説明
150	加算名称を「地域生活支援拠点機能強化加算」から「地域生活支援拠点等機能強化加算」に修正	記載誤り
151	「⑫遠隔地訪問加算」を追加	記載漏れ
168	体制届の説明について、「障害福祉サービス等の報酬改定の年度については、全事業所が4月に体制届の提出が必要です。届出期間については、通常の期間と異なりますので、ご注意ください。」に修正	記載誤り

※ページは改定後のページ数